

図1 平成20年度中間報告及び平成22年度最終報告書のポイント

## 大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会報告書(概要)

### 平成20年度中間報告のポイント

#### 消防用設備等の耐震措置のあり方

##### <現状と課題の整理>

現行基準や民間指針等を踏まえつつ、過去の地震被害調査、耐震措置の実例調査等を行い、現状と課題を整理。

- 消防用設備等の耐震措置については、具体的な耐震措置の方法や指標が明確にされておらず、一般の建築設備関係の指針・要領等を参考に個別に設計・施工が行われている状況。
- 過去の地震時においても、消防用設備等の一部に損壊等の被害が発生。

#### 大規模地震に備えた避難誘導システムのあり方

国内外における最近の動向を踏まえ、大規模地震に備えた機能を持つ避難誘導システムのあり方をとりまとめ。

##### 1 緊急地震速報に対応した非常放送

消防法令上の放送設備の基準において、緊急地震速報を放送するための規定を整備することが必要。

→ 「非常放送設備の機器構成」「火災信号と緊急地震速報が重複した場合の扱い」「緊急地震速報に係る放送の内容」等の考え方を整理。

##### 2 停電時の長時間避難に対応した誘導表示

消防法令上の誘導灯・誘導標識の基準において、大規模・高層の建築物等について、停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る規定を整備することが必要。

→ 「対象とすべき建物」「設置が必要な場所」「具体的な措置(誘導灯の長時間点灯(60分間)又は蓄光式誘導標識の設置)」等の考え方を整理。

※ これらのとりまとめ内容を踏まえ、消防法施行規則の一部を改正(平成21年9月1日公布、上記1については平成21年12月1日施行、上記2については平成22年9月1日施行)。

### 平成22年度最終報告のポイント

#### 消防用設備等の耐震措置のあり方

##### <対応の考え方>

一般の建築設備の指針等の考え方、過去の地震被害等を踏まえ、「消火設備」を対象として、望ましい対応の考え方を整理。  
→ 事業者団体等の自主的な取組みの中に、以下の内容を反映させて普及を図ることが必要。

##### 1 求められる耐震性能の考え方

自動消火設備(スプリンクラー設備等)については、大規模地震時においても、機能維持が可能であること。

##### 2 具体的な耐震措置の考え方

- 各機器及び配管等の据付け、取付けに対する措置の考え方を具体化。
- 天井や壁、一般の建築設備(空調用の配管やダクトなど)等の耐震措置の確保やこれらとのクリアランスの確保、スプリンクラーヘッドの天井への確実な固定等が有効。
- 各機器本体の耐震性能について実験等による確認が必要。

#### 大規模地震に備えた避難誘導システムのあり方

##### ○ 停電時の長時間避難に対応した誘導表示

大規模・高層の建築物等について、階段に建築基準法に定める非常用の照明装置が設置されている場合には誘導灯の設置を要しないこととされ、その場合の非常電源の容量は30分間作動する容量があればよいと定められている状況。

→ 大規模・高層の建築物等の階段において、誘導灯の設置に代えて非常用の照明装置が設置されている場合には、非常電源の容量として60分間作動できる容量を確保するよう制度上の対応(消防法施行規則の改正等)を行うことが必要。